

奈良県告示第二百九十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和五年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人岡谷会おかたに病院	一 奈良市南京終町一丁目二五―	令和七年十二月三十一日